

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件 名	居住サポート住宅情報提供システムとの外部結合について
--------	----------------------------

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（外部結合）

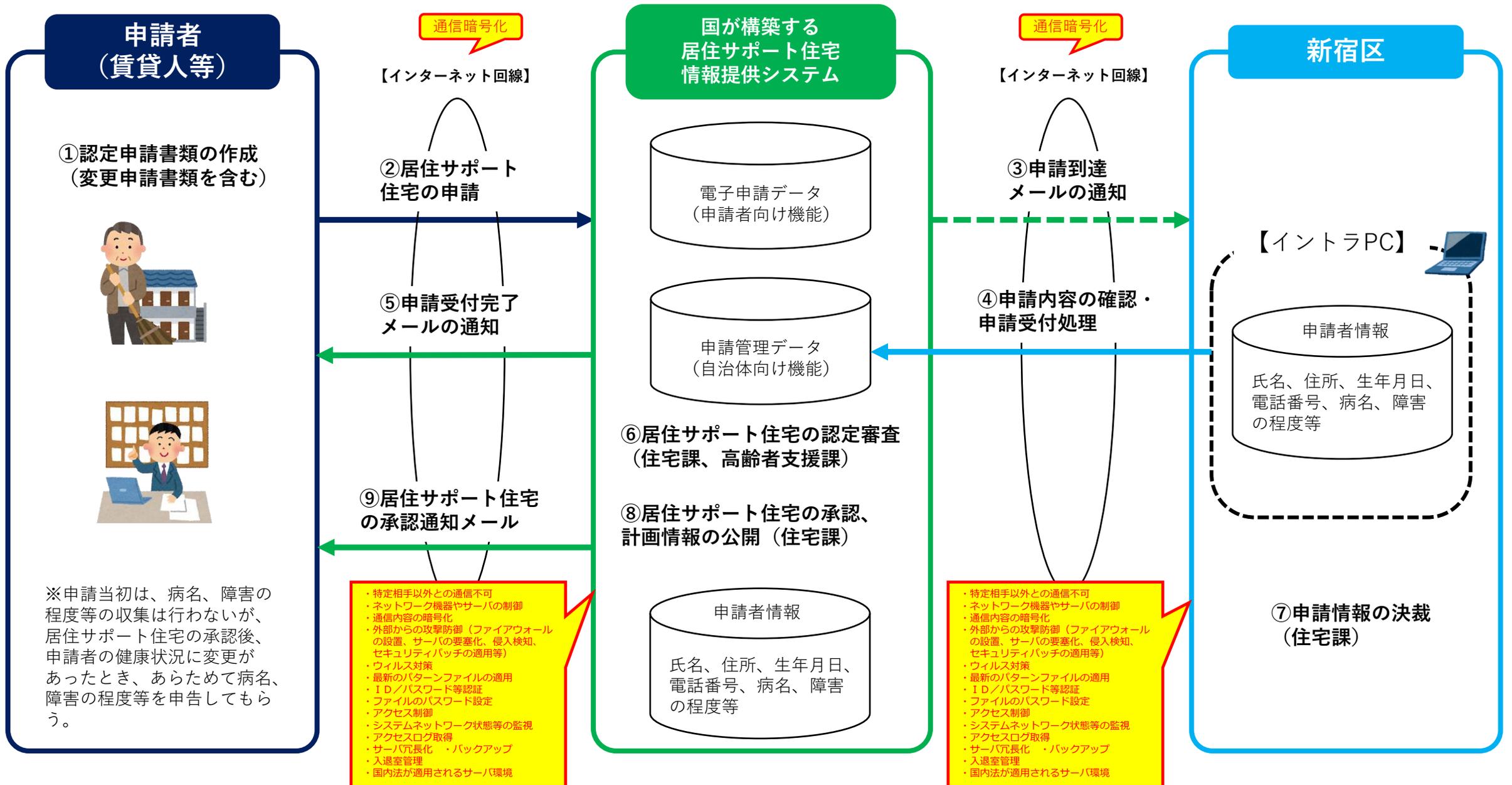
（担当部課：福祉部高齢者支援課、都市計画部住宅課）

事業の概要

事業名	高齢者や障害者等の住まい安定確保
担当課	高齢者支援課、住宅課
目的	国省令に基づき、居住サポート住宅の審査、認定を行う。
対象者	賃貸人、居住支援法人等
事業内容	<p>1 概要</p> <p>令和6年の通常国会において、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が改正（令和6年5月30日成立）され、居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進を図ることとされた。</p> <p>これを受けて、新たに創設された「居住サポート住宅※」制度の開始（令和7年10月1日）に伴い、市区町村長（福祉事務所設置）等が国土交通省・厚生労働省の共同省令に基づき、居住サポート住宅の認定を行うことになった。</p> <p>居住サポート住宅の認定申請・受付・審査にあたっては、国が構築する「居住サポート住宅情報提供システム」を利用することで、安全かつ適正な認定を行うものとする。</p> <p>※居住サポート住宅とは、居住支援法人等が大家と連携し、「①日常の安否確認・見守り」、「②生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎ」を行う住宅をいう。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>居住サポート住宅の認定申請・受付・審査をするため、国が構築する「居住サポート住宅情報提供システム」と区のイントラネット端末の結合を行う。</p> <p>※個人情報の流れは、資料27-1のとおり</p>

件名 居住サポート住宅情報提供システムとの外部結合について

保有課(担当課)	高齢者支援課、住宅課
登録業務の名称	高齢者や障害者等の住まい安定確保
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	対象者: 賃貸人、居住支援法人等 情報項目: 資料27-2のとおり
結合の相手方	国土交通省
結合する理由	国が構築する「居住サポート住宅情報提供システム」により、居住サポート住宅の認定申請・受付・審査をするため。
結合の形態	インターネット回線を利用して、当該電子申請サービスの提供がされるクラウドサーバと区のイントラネット端末を接続する。
結合の開始時期と期間	令和7年10月1日から令和8年3月31日まで(次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり



【賃貸人（法人）】

商号、名称、主たる事務所の所在地、電話番号、代表者氏名、生年月日、法人の役員（商号、名称、氏名、生年月日、役名等）

【賃貸人（個人）】

氏名、住所、電話番号、生年月日、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書

法定代理人（未成年であり、法定代理人が法人の場合）

商号、名称、主たる事務所の所在地、法人の役員（商号、名称、氏名、生年月日、役名等）

法定代理人（未成年であり、法定代理人が個人の場合）

氏名、住所、生年月日、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書

【援助実施者（法人）】

商号、名称、主たる事務所の所在地、電話番号、代表者氏名、生年月日、法人の役員（商号、名称、氏名、生年月日、役名等）

【援助実施者（個人）】

氏名、住所、電話番号、生年月日、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書

法定代理人（未成年であり、法定代理人が法人の場合）

商号、名称、主たる事務所の所在地、法人の役員（商号、名称、氏名、生年月日、役名等）

法定代理人（未成年であり、法定代理人が個人の場合）

氏名、住所、生年月日、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書

※申請当初は、病名、障害の程度等の収集は行わないが、居住サポート住宅の承認後、申請者の健康状況に変更があったとき、あらためて病名、障害の程度等を申告してもらう。

4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	情報保護対策
区が行う情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を実施するとともに、結合先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	システム上で不要となった電子データを削除し、電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、結合先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに結合先と今後の対応を協議する。
区が行う情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。
○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。	

4 外部結合にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	情報保護対策
結合先に行わせる 情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を受けさせるとともに、結合先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	システム上で不要となった電子データを削除させ、電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
結合先に行わせる 情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とさせる。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。 システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。